

第5章 土壤汚染

土壤汚染とは、土壤中に重金属、有機溶剤、農薬等の物質が、人の健康へ影響を及ぼす程度に含まれている状態をいいます。土壤が有害物質により汚染されると、その汚染された土壤を直接摂取したり、汚染された土壤から有害物質が溶け出した地下水を飲用すること等により人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。

近年、工場跡地等の再開発・売却等の増加に伴い、土壤汚染が判明する事例が増えてきています。こうした背景を踏まえ、「土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護すること」を目的に、「土壤汚染対策法（以下「法」という。）」が制定されました（平成15年2月15日施行、平成22年4月1日改正法施行）。また、この法制度を補完するため、大阪府では、府の地域状況に応じた土壤汚染対策を進めるため、「大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）」を改正し、土壤汚染に関する規定を追加しました（平成16年1月1日施行、平成22年4月1日及び平成22年11月30日改正条例施行）。

また、土壤の汚染に係る環境基準は、平成3年8月に告示されています。

法は、土壤汚染の可能性の高い土地について、一定の機会をとらえ土地所有者等に土壤汚染状況調査を義務付けています。その結果、土壤汚染が判明した場合は区域指定し、人の健康に係る被害が生ずるおそれのある場合には必要な措置を講じること等を定めています。

条例では、法の規制を基本に調査対象物質にダイオキシン類を加えるとともに、土壤汚染状況調査の機会や土地の利用履歴調査を追加しています。また、土地の所有者等の責務について規定しています。

平成25年度は、法に基づく形質変更時要届出区域の指定は9件行い、指定の解除は2件です。

平成25年度現在、豊中市内では要措置区域の指定は無く、形質変更時要届出区域の延べ指定件数は13件です。

また、平成25年度の法に基づく形質変更時要届出区域内における形質変更の届出等（法12条関係）を受理した件数は5件で、汚染土壤の搬出時の届出等（法16条関係）を受理した件数は6件です。

法などに基づく届出等の手続関係についての事前に相談に来られた件数として、平成25年度には169件になっており、その他土地売買に関する情報関係の相談は388件です。

表5-1 平成25年度の要措置区域等の指定一覧

整理番号	指 定 年 月 日	指 定 番 号	形質変更時要届出区域の所在地（地番表示）	面 積 (㎡)	指定に係る特定有害物質の種類
整-25-1	平成25年4月26日	形-8号	豊中市野田町1501番の一部	471.875	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
整-25-2	平成25年6月11日	形-9号	豊中市三和1丁目145番2の一部	143.4	ふっ素及びその化合物
整-25-3	平成26年1月15日	形-10号	豊中市服部西町5丁目110番の一部	2,933.5	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
整-25-4	平成26年2月14日	形-11号	豊中市原田中1丁目164番1の一部	99.6	砒素及びその化合物
整-25-5	平成26年2月14日	形-12号	豊中市原田中1丁目161番2の一部	187.9	砒素及びその化合物
整-25-6	平成26年2月14日	形-13号	豊中市原田中1丁目94番3の一部	179.5	鉛及びその化合物
整-25-7	平成26年2月14日	形-14号	豊中市原田南2丁目109番1の一部	488.9	六価クロム化合物 鉛及びその化合物
整-25-8	平成26年2月24日	形-15号	豊中市曾根東町3丁目36番1の一部	1,300	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
整-25-9	平成26年3月24日	形-16号	豊中市穂積1丁目495番1の一部	151	鉛及びその化合物

※ 形-9号については平成25年10月11日に指定全部解除済み。面積等は平成26年3月31日現在。

表5-2 要措置区域等の件数

	指 定 件 数		解 除 件 数		指 定 件 数 の 集 計	
	要措置区域	形質変更時 要届出区域	要措置区域	形質変更時 要届出区域	要措置区域	形質変更時 要届出区域
平成22年度	0	2	0	1(1)	0	1
平成23年度	0	0	0	0	0	0
平成24年度	0	5	0	1	0	4
平成25年度	0	9	0	1	0	8
合 計	0	16	0	3(1)	0	13

※（ ）内は、一部解除件数。数値は平成26年3月31日現在。

※最新の状況は、市ホームページ等でご確認ください。

※法施行の基本的な考え方は、以下の通知やガイドラインに基づきます。

- ・平成22年3月5日付環水大土発第100305002号（改正 平成23年7月8日付環水大土発第110706001号）「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」
- ・土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第2版（平成24年8月環境省）
- ・汚染土壌の運搬に関するガイドライン改訂第2版（平成24年5月環境省）
- ・汚染土壌の処理業に関するガイドライン改訂第2版（平成24年5月環境省）

※条例については、以下の手引きとパンフレットをご確認ください。

- ・土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壤汚染に係る調査・対策の手引き（平成24年3月）
- ・大阪府の土壤汚染対策制度～土壤汚染対策法と大阪府生活環境の保全等に関する条例～（平成25年4月）

管理有害物質及び基準値

(平成 26 年 8 月 1 日改正)

分類	項目	含有量基準 (指定基準) (mg/Kg)	溶出量基準 (指定基準) (mg/ℓ)	第二溶出量基準 (mg/ℓ)	
管理有害物質 (府条例)	特定有害物質 (第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	四塩化炭素	—	0.002 以下	0.02 以下
		1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下	0.04 以下
		1,1-ジクロロエチレン (塩化ビニリデン)	—	0.1 以下	1 以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下	0.4 以下
		1,3-ジクロロプロペン (D-D)	—	0.002 以下	0.02 以下
		ジクロロメタン (塩化メチレン)	—	0.02 以下	0.2 以下
		テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)	—	0.01 以下	0.1 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下	3 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下	0.06 以下
		トリクロロエチレン	—	0.03 以下	0.3 以下
		ベンゼン	—	0.01 以下	0.1 以下
	特定有害物質 (第2種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	カドミウム 150 以下	カドミウム 0.01 以下	カドミウム 0.3 以下
		六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
		シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと	シアン 1 以下
		水銀及びその化合物	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下
		うちアルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと
		セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
		鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
		砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下
		ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下
	ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下	
	特定有害物質 (第3種特定有害物質) 農薬等	シマジン (CAT)	—	0.003 以下	0.03 以下
		チウラム	—	0.006 以下	0.06 以下
		チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	—	0.02 以下	0.2 以下
		PCB (ポリ塩化ビフェニル)	—	検出されないこと	0.003 以下
		有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	—	検出されないこと	1 以下
	ダイオキシン類		1000pg-TEQ/g 以下	—	—

(注) mg/Kg (土壌 1 キログラムにつきミリグラム) mg/ℓ (検液 1 リットルにつきミリグラム)
pg-TEQ/g (土壌 1g につきピコグラム [2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値])

第6章 騒音・振動

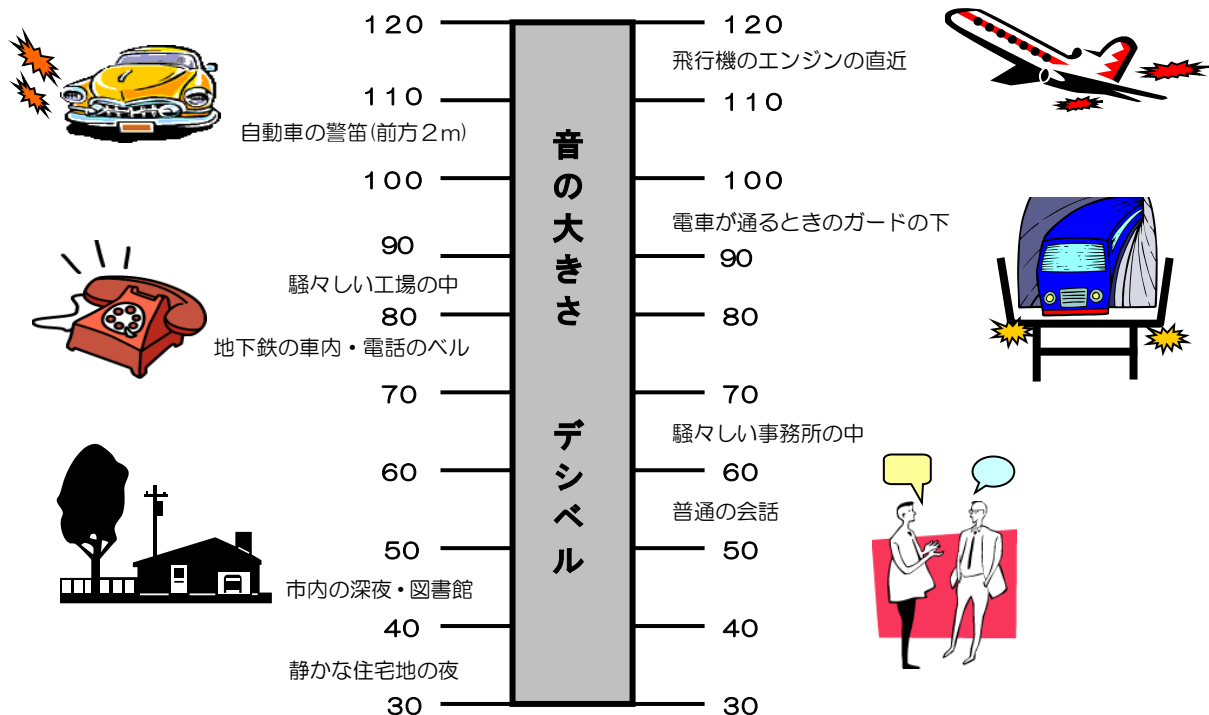
騒音は工場・事業場をはじめ、建設作業、各種交通機関、カラオケなど発生源が多種多様で、私たちの日常生活に最も身近な公害といえます。

騒音の場合、航空機等の特別の場合を除いて影響範囲は狭く、音源から数百メートルを超えることはまれです。

また、騒音は発生してから短時間で消えていくという一過性の性質があり、蓄積されるということもありません。

しかし、騒音が「好ましくない音」とか「無い方がよい音」といわれるように心理的な評価を含んだ言葉で表現されたり、騒音に対するなれや個人個人の好悪感に差異があるところに、騒音の特徴があり、騒音問題の難しさがあります。

騒音公害は、発生源の種類等から、①工場・事業場騒音、②建設作業騒音、③自動車騒音、④鉄道騒音、⑤航空機騒音、⑥その他（生活騒音、低周波音等）に分類されています。



振動も騒音と多くの点で類似し発生源の種類などから、①工場・事業場振動、②建設作業振動、③道路交通振動、④鉄道振動に分類されます。

しかし、騒音に比べ一般に影響範囲は狭いですが、壁・タイル等のひび割れ、戸・障子の建付の狂いなど物的被害を伴うことがあります。